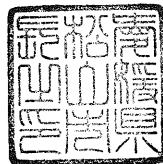


松山市告示 第68号  
平成20年3月14日

松山市長 中村 時広

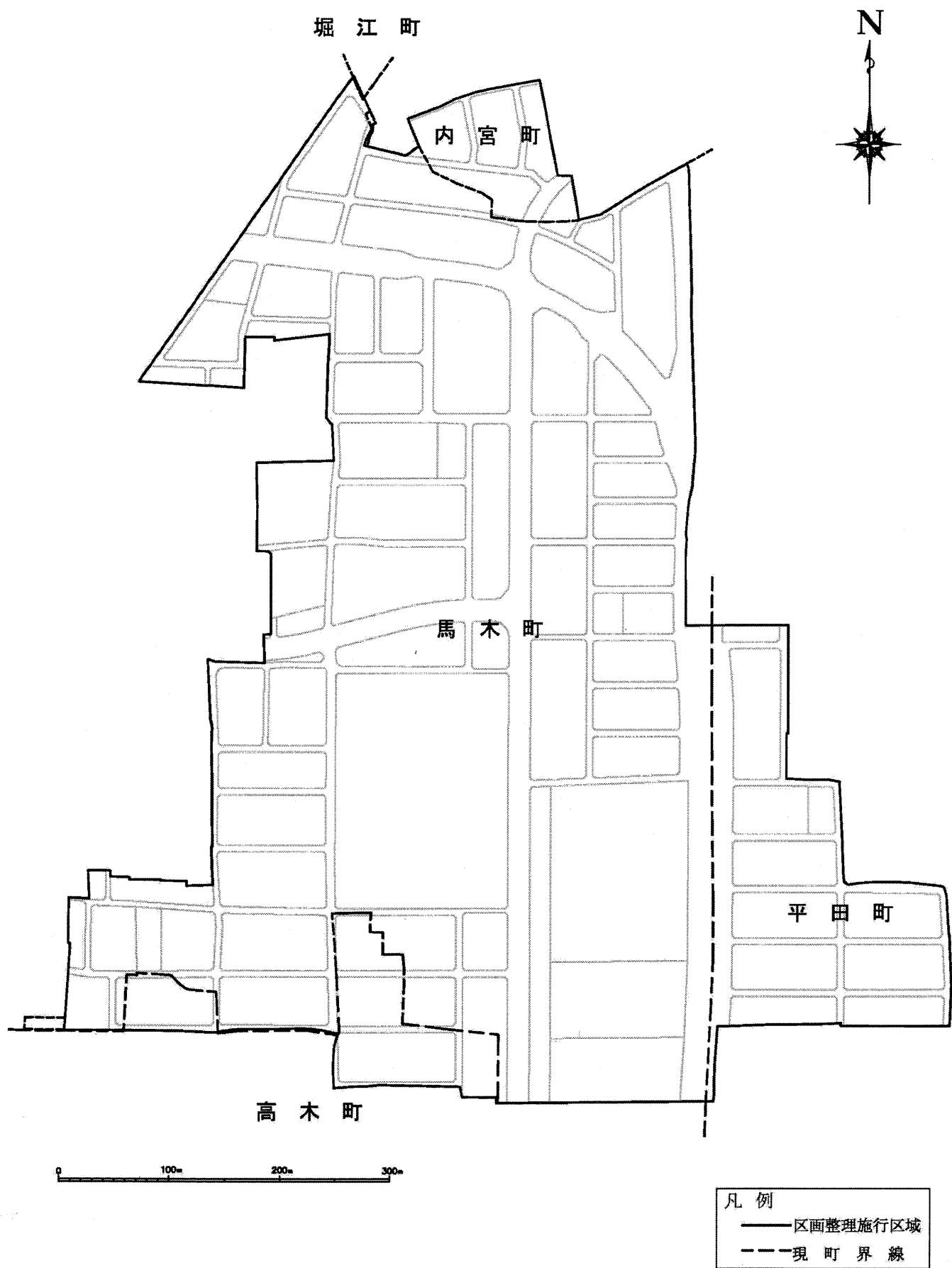


町の区域の変更について（松山北部地区）

地方自治法第260条第1項の規定により、松山市長から別図1に示す町の区域を  
別図2及び別表に示すとおり変更する旨の届出があった。

この処分は、土地区画整理法の規定による松山広域都市計画事業松山北部土地区画  
整理事業換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

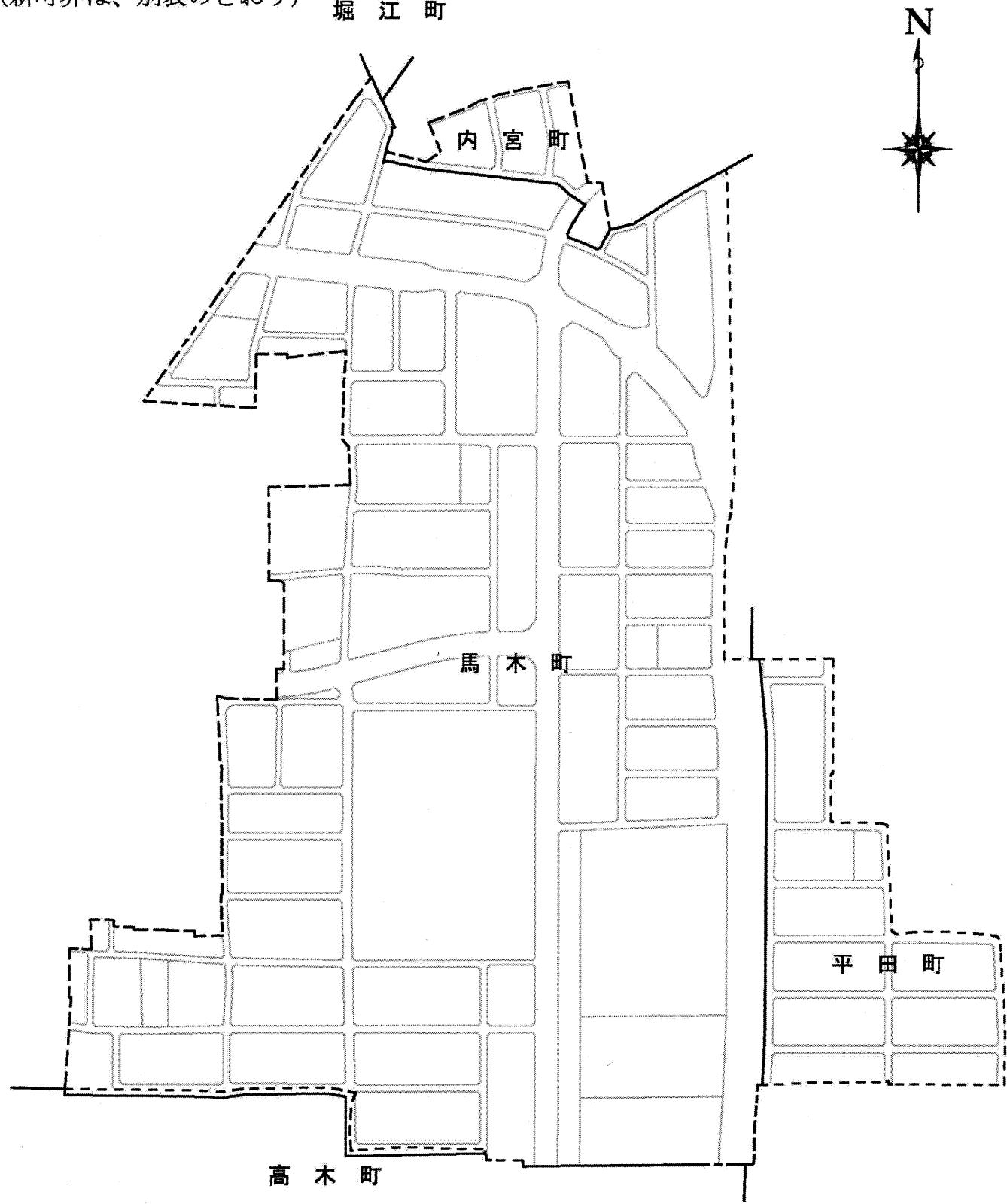
別図1  
実施区域及び現町界町名図



## 別図2 新町界町名図

(新町界は、別表のとおり)

堀江町



0 100m 200m 300m

凡例  
—— 新町界線

別表

町の名称	左記の区域に該当する区域		摘要
	町名	地番	
内宮町	馬木町	528の3の一部、528の4の一部、528の6の一部、529の1の一部、529の2の一部、529の3、529の4の一部、529の5の一部、530の1から530の4までの各一部、530の6の一部及び545から547までの各一部	これらの区域に隣接介在する道路・水路である国有地の一部
	堀江町	甲115の1、甲115の17及び甲115の18に隣接する道路である国有地の全部	
	内宮町	2000、2002の1の一部、2014の2の一部、2015の1の一部、2015の2の一部、2016の1の一部、2017の1の一部、2017の2、2018の一部、2019の1、2019の2、2020の一部、2021の一部、2023の一部、2024の3の一部及び2109の2	
馬木町	高木町	378の4、379の4、379の5、380の4、381の4、385の1、385の2、386の1、386の2、387の1から387の4まで、388の1から388の3まで、389の1から389の4まで、390の1、390の2、391から411まで、412の3から412の5まで、413の2、414の7、421の4、462の1、462の2、463の1、463の2、464及び480から482まで	
	平田町	161の1の一部、161の2、477の1の一部、477の2、477の3、478の1の一部、478の2、484の1の一部、484の2、485の1の一部、485の2、486の1の一部、486の2、487の1の一部、487の2、488の1の一部、488の2、489の1の一部、489の2、490の1の一部、490の2、491の1の一部、491の2、492の1の一部、492の2、493の1の一部、493の2の一部、494の2の一部及び495の2の一部	